

いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ

－出雲市役所地球温暖化対策実行計画【事務事業編】－

(改 定)

令和元年度(2019)～令和3年度(2021)

令和元年(2019)6月

出 雲 市

目 次

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間等	2
(1) 計画の期間	2
(2) 計画の基準年度	2
4. 計画の対象	2
(1) 計画対象組織	2
(2) 計画の対象事務及び事業	2
(3) 対象とする温室効果ガス	2
5. エネルギー・資源と温室効果ガスの現状	3
(1) 平成29年度(2017)の実績	3
6. 計画の目標	4
(1) 基本方針	4
(2) 実行目標	4
(3) 削減目標値設定の考え方	5
7. 地球温暖化対策等に関わる取組	6
(1) 環境にやさしいエコオフィスの創出	6
(2) グリーン購入の促進	7
(3) ごみ減量とリサイクルの推進	7
(4) 環境に配慮した建築物の建築・維持管理	8
(5) 環境に関する研修及び情報提供の推進	8
(6) 環境マネジメントシステム(EMS)の運用手順の拡大	8
(7) 環境保全活動への参加促進	8
8. 計画の推進	9
(1) 推進体制	9
(2) 推進管理	9
① 点検・評価	9
② 公表	9
③ 見直し	9
④ 監査	9
資料1 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条	10
資料2 平成29年度(2017)エネルギー使用量集計表	11

いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ

－出雲市役所地球温暖化対策実行計画【事務事業編】－

出雲市では、平成 24 年(2012)3 月に「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」として前計画を改定し、事務および事業に関する環境負荷低減に率先して取り組んできました。

この度、計画策定から7年が経過し、当初の目標値から大きく乖離した項目もあることから、現況を勘案し、全項目の目標値を改定します。

また、市職員のノーマイカー通勤による CO₂削減の取組については、対象が一部の職員に限られていたことから、全職員を対象とした新たな取組目標を設定します。

1. 背景と目的

地球温暖化は、電気や熱などのエネルギーを得るために、石油や石炭などの化石燃料を燃焼することで発生する温室効果ガスの増加に起因するといわれています。近年地球上では、温暖化の影響と思われる異常気象の増加や生態系の異変などが起こりつつあり、国際的に危機感が高まっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、温室効果ガスの長期的な排出量削減のため平成 28 年(2016)11 月に「パリ協定」が発効しました。

国内では、「日本の約束草案」において、温室効果ガス排出量を令和 12 年度(2030)に平成 25 年度(2013)比 26%削減する目標を掲げています。また平成 30 年(2018)4 月に第 5 次環境基本計画が閣議決定され、国連持続可能な開発目標(SDGs)等の内容を盛り込み、持続可能な社会に向けた重点戦略を定めました。

こうした動向を踏まえ、出雲市においては、平成 30 年(2018)2 月に「第 2 次出雲市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定、平成 31 年(2019)3 月には「第 2 次出雲市環境基本計画(中間見直し)」を策定しました。これらの計画において、本市の事務事業に対しても、地球温暖化や環境の保全等への、より一層の対策の推進が求められています。

2. 計画の位置付け

この計画は、出雲市が平成 24 年(2012)3 月に策定した「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」を、計画の進捗状況を勘案し、令和元年度(2019)に見直すものであり、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項(資料 1 参照)に基づく温室効果ガスの排出抑制のための計画です。

3. 計画の期間等

(1) 計画の期間

本計画の期間は、改定前の計画の残期間である令和元年度(2019)から令和3年度(2021)までの3年間とします。

(2) 計画の基準年度

本計画の基準年度は、平成29年度(2017)とします。

ただし、「通勤距離3km未満のマイカー利用自粛」については、平成28年度(2016)までの取組としていたことから、本改定にあわせて新たな目標を設定して取り組むため、基準年度を平成30年度(2018)とします。

4. 計画の対象

(1) 計画対象組織

対象とする組織は、市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、上下水道局、消防本部、消防署、総合医療センターとします。

(2) 計画の対象事務及び事業

市が自ら行う事務及び事業とします。ただし、上下水道施設、出雲エネルギーセンター、総合医療センター、消防本部・消防署などの一部の事務事業については本計画の対象外とします。また、外部委託等により実施する事務事業及び市職員が配置されていない市の施設(※)は本計画の対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等に向け取組可能なものについては、協力を求めることとします。

(※)ただし、小中学校は本計画の対象とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画においては、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占める二酸化炭素(CO₂)を対象とします。

【法律で対象となっている温室効果ガス】

ガスの種類		人為的な発生源
二酸化炭素	CO ₂	石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼による排出
メタン	CH ₄	燃料の燃焼、家畜・水田・廃棄物埋立等から排出
一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼、有機物の燃焼、窒素肥料により排出
ハイドロフルオロカーボン類	HFC	カーエアコン、冷蔵庫の冷媒、エアゾール製品の噴霧剤などに使用
パーフルオロカーボン類	PFC	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用
六ふっ化硫黄	SF ₆	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等の製造用として使用
三ふっ化窒素	NF ₃	半導体製造でのドライエッチングなどに使用

5. エネルギー・資源と温室効果ガスの現状

(1) 平成 29 年度 (2017) の実績

▼CO₂排出状況

項目	改定前目標値 平成 29 年度	実績値 平成 29 年度
CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	8,099,322	7,466,886

▼エネルギーの使用状況

項目	改定前目標値 平成 29 年度	実績値 平成 29 年度	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	割合
電気 (kWh)	10,169,736	10,020,497	5,621,499	75.3%
ガソリン (ℓ)	159,988	136,475	316,622	4.3%
軽油 (ℓ)	10,185	7,212	18,606	0.2%
灯油 (ℓ)	381,140	453,983	1,130,417	15.1%
A 重油 (ℓ)	233,479	9,000	24,390	0.3%
LPG (m ³)	34,435	22,818	68,455	0.9%
都市ガス (m ³)	110,400	97,352	222,936	3.0%
ごみ排出量 (kg)	9,212	23,091	63,961	0.9%
計			7,466,886	100%

※ CO₂排出量(kg-CO₂) = 各エネルギー使用量 × CO₂排出係数(詳細は、資料 2 参照)

▼資源の使用状況

項目	改正前目標値 平成 29 年度	実績値 平成 29 年度
水道使用量 (m ³)	194,776	182,026
コピー用紙使用量 (kg)	54,029	52,977
封筒使用量 (枚)	412,347	215,411

▼改定前目標:通勤距離 3km 未満職員のノーマイカー率

項目	改定前目標 平成 28 年度	実績 平成 30 年度
通勤距離 3km 未満職員のノーマイカー率	80%	44%
CO ₂ 削減量(kg-CO ₂)	74,392	36,955

※ 通勤距離 3km 未満の全職員がマイカー通勤と仮定し、CO₂削減量を算出したものです。

6. 計画の目標

(1) 基本方針

本計画では、以下の7項目の基本方針を掲げ、環境負荷の低減に向けた取組を推進します。

- | |
|-------------------------|
| 1. 環境にやさしいエコオフィスの創出 |
| 2. グリーン購入の促進 |
| 3. ごみ減量とリサイクルの推進 |
| 4. 環境に配慮した建築物の建築・維持管理 |
| 5. 環境に関する研修及び情報提供の推進 |
| 6. 環境マネジメントシステムの運用手順の拡大 |
| 7. 環境保全活動への参加促進 |

(2) 実行目標

本計画による実行目標を以下のとおり設定し、計画期間内での目標達成を目指します。

▼CO₂排出量

項目	改定前目標値 令和3年度	基準年度 平成29年度	新たな目標値 令和3年度
CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	7,757,100	7,466,886	7,360,000

▼項目別目標値

CO₂排出量の目標値達成へ向けた各項目の目標値は以下のとおりです。

項目	改定前目標値 令和3年度	実績値 平成29年度	新たな目標	
			目標値 令和3年度	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気 (kWh)	9,732,300	10,020,497	10,330,000	5,795,000
ガソリン (ℓ)	153,200	136,475	130,000	301,000
軽油 (ℓ)	9,980	7,212	7,000	18,000
灯油 (ℓ)	373,100	453,983	370,000	921,000
A重油 (ℓ)	228,700	9,000	7,000	18,000
LPG (m ³)	33,720	22,818	20,000	60,000
都市ガス (m ³)	105,600	97,352	90,000	206,000
ごみ排出量 (kg)	8,820	23,091	15,000	41,000

▼資源

項目	改定前目標値 令和3年度	実績値 平成29年度	新たな目標値 令和3年度
水道使用量 (m ³)	190,800	182,026	170,000
コピー用紙使用量 (kg)	52,900	52,977	50,000
封筒使用量 (枚)	403,800	215,411	200,000

▼ノーマイカー通勤の取組

項目	実績値 平成30年度	目標値 令和3年度
全職員を対象とした、ノーマイカー通勤日数の合計によるCO ₂ 削減量(kg-CO ₂)	154,264	200,000

ノーマイカー通勤の新たな目標は、一部の職員の取組ではなく、全職員の取組とします。

ノーマイカー通勤日数の合計によるCO₂削減量(職員毎に算出)の累計により、成果を算出します。これにより、恒常的なノーマイカー通勤が困難な職員の取組も評価対象とします。

※ノーマイカー通勤日数の合計によるCO₂削減量は、以下の計算式の累計です。

【計算式】

職員毎の(往復通勤距離÷燃費×ノーマイカー通勤日数×排出係数)

$$\left(\begin{array}{l} \text{燃 費} : 10\text{km}/\ell \\ \text{ノーマイカー通勤日数} : \text{エコオフィスアンケートから算出} \\ \text{排 出 係 数} : \text{ガソリン}1\ell\text{あたりのCO}_2\text{排出係数}2.32 \end{array} \right)$$

(3)削減目標値設定の考え方

各目標は、平成29年度の実績を勘案して再設定しました。ただし、電気使用量は、小中学校・幼稚園へのエアコン設置による需要の高まりを見込んだ目標としています。

7. 地球温暖化対策等に関わる取組

実行目標値の達成にむけた、以下の取組を推進します。

(1) 環境にやさしいエコオフィスの創出

実行目標	区分	具体的な取組
電気使用量の削減	行動管理	不要な照明の消灯・冷暖房の使用抑制
		昼休みの消灯及びパソコン不使用の徹底
		照明器具の定期的な清掃
		OA機器等の不要電力の削減(省電力機能の活用等)
		冷暖房設備の温度設定管理と室温管理(冷房 28℃・暖房 19℃)
		冷暖房設備の定期的な点検
		冷暖房機器のこまめなフィルター清掃
		冷房機器と扇風機、暖房機器とストーブの同時使用禁止
		ブラインド等の有効活用による冷暖房負荷の軽減
		クールビズ・ウォームビズの実践
		ノー残業デーの徹底・定時退庁の励行
エレベーターの利用抑制(階段利用の励行)		
公用車の燃料の削減 【ガソリン・軽油】	行動管理	徒歩、自転車、公共交通機関の積極的利用や相乗りの励行による公用車利用の自粛
		乗車時の車両チェックの徹底
		公用車管理部署による定期的な車両検査の実施
		不要なアイドリング・急発進・急加速禁止
		走行ルートの合理化
		過積載防止、不要物積載禁止
		エアコン利用の自粛
その他燃料の削減 【灯油・重油・ガス】	行動管理	石油ストーブの清掃と点検
		冷暖房設備の温度設定管理と室温管理(冷房 28℃・暖房 19℃)
		冷暖房設備の定期的な点検
		冷暖房機器のこまめなフィルター清掃
		冷房機器と扇風機、暖房機器とストーブの同時使用禁止
		ブラインド等の有効活用による冷暖房負荷の軽減
		クールビズ・ウォームビズの実践
		ノー残業デーの徹底・定時退庁の励行
		給湯設備・コンロの定期点検
給湯器・コンロの効率的な使用		
水の使用削減 《排水対策》	行動管理	日常的な節水励行
		公用車洗車時の節水励行
		水筒などのマイボトルの持参
		食器洗浄時など水の流しっぱなし禁止
		油汚れはボロ布等で拭き取って洗浄
		漏水点検の徹底
		洗剤等の適量使用とアクリルたわしの活用
		シンクへの水切りネット設置励行
紙の使用削減	行動管理	文書・資料の簡素化と共有化の推進
		会議資料等の印刷物の部数の最小限化

		会議ではパソコンやプロジェクター等の活用 両面印刷(コピー)や縮小印刷(コピー)の励行 新聞紙折の励行によるコピー機使用・ステイプル針の節減 不要文書、ミスコピーの裏面利用推進 コピー機や印刷機械の管理、使用方法の徹底 ポスターやカレンダーの裏紙の利用 会議での封筒使用の自粛 使用済み封筒の再利用
環境に配慮した文具・事務用品の利用	行 動 管 理	詰め替え商品の利用 ファイルの再利用 付箋紙の繰り返し利用 文具等の在庫管理の徹底 遊休物品や不用品の情報提供

(2) グリーン購入の促進

実行目標	区分	具体的な取組
環境に配慮した用紙類の調達推進	調 達	コピー用紙、印刷用紙、封筒などはすべて再生紙【特殊なものは除く】(古紙配合率 100%、白色度 70%程度) チラシ、冊子、パンフ、ポスター等外注印刷物は、原則として再生紙
環境に配慮した文具・事務用品の調達推進	調 達	環境ラベル添付製品 再生材を多く使用している製品 詰め替え、再使用できる製品 リサイクルしやすい製品
環境に配慮した OA 機器の調達	調 達	環境ラベル添付製品 省エネ設計製品 廃棄する際、リサイクル設計されている製品
環境に配慮した電気製品の調達	調 達	省エネ設計機器等の導入 長期使用が可能な製品 再利用、リサイクルが可能な製品
環境に配慮した公用車の導入推進	調 達	低燃費車・低公害車等の導入(電気自動車・ハイブリッド車・アイドリングストップ車など)

(3) ごみ減量とリサイクルの推進

実行目標	区分	具体的な取組
ごみの減量化の推進	行 動 管 理	事務・事業から発生するごみの抑制 マイバッグ運動の実践 割り箸使用自粛とマイ箸の持参 簡易包装商品の選択 詰め替え商品の利用 遊休物品や不用品の情報提供

リサイクルの推進	行 動 管 理	紙類(OA紙、新聞、雑誌、雑紙、ダンボール)のリサイクル
		空き缶、空き瓶のリサイクル
		割り箸のリサイクル
		シュレッダーごみのリサイクル
		ラベルライター、インクカートリッジのリサイクル

(4) 環境に配慮した建築物の建築・維持管理

実行目標	区分	具体的な取組
環境に配慮した建築物の建設推進	行 動 検 討	再生材の使用又は再生可能な材料の選択
		省エネ設備等の導入による電力及び燃料消費の低減検討
		クリーンエネルギー(太陽光・風力)の利用検討
		雨水の有効利用など水資源節約検討
		敷地周辺や屋上の緑化検討
建築物の維持管理推進	行 動 管 理	冷暖房時の適正な室温管理(冷房 28℃、暖房 19℃)
		各施設の適正運転と点検を励行
		敷地内及び周辺地域の美化推進

(5) 環境に関する研修及び情報提供の推進

実行目標	区分	具体的な取組
研修の実施	行 動	環境保全意識向上のための研修の実施
		環境に関する研修等への積極的な参加の促進
情報提供の推進	行 動	IPK 等を利用した啓発のための情報提供の推進

(6) 環境マネジメントシステム(EMS)の運用手順の拡大

実行目標	区分	具体的な取組
EMSの運用管理徹底と拡大	行 動	サイト I 内におけるEMSの運用管理の徹底
		計画範囲でのエコオフィス活動及びイベント手順書の運用促進

(7) 環境保全活動への参加促進

実行目標	区分	具体的な取組
環境活動への参加	行 動	職員による定例美化活動の実施拡大
		地域の清掃活動などのボランティアへの積極的参加促進
情報提供の推進	行 動	市民や事業者に対し、広報・HPなどを利用した環境情報の提供促進
エコライフの推進	行 動	本計画の取組を家庭で出来ることから実践する
		全職員に対しノーマイカー通勤を奨励

8. 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進体制は、出雲市環境マネジメントシステム(EMS)に基づき、推進します。

(2) 推進管理

① 点検・評価

環境活動推進員が収集し提出したデータを、環境管理事務局がとりまとめ、点検及び評価を行います。また、環境管理責任者は計画の進捗状況を「地球温暖化対策委員会【庁議】」に報告します。

② 公表

本計画の内容及び取組状況について職員に周知し、職員の環境意識の高揚を図ります。また、取組の進捗状況及び評価について、出雲市環境レポート等により公表します。

③ 見直し

点検結果により、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の見直しは、環境管理責任者が「地球温暖化対策委員会【庁議】」に付議し、最終的に市長が計画推進のために必要な見直しを決定します。

④ 監査

サイト I の部署については、出雲市役所環境マネジメントマニュアル(EMM)に基づき実施する内部監査により、取組状況を確認します。その他の部署については、環境管理責任者が必要と判断した場合に実施します。

資料1 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3~7 略

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同してこれを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

対象施設		区分
市役所本庁及び各行政センター	平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川	サイトI
上下水道局庁舎(来原浄水場含む)	【動力部門対象外】	サイトI
隣保館(人権同和政策課)		サイトI
出雲エネルギーセンター	【動力部門対象外】	サイトI
出雲科学館		サイトI
出雲弥生の森博物館(文化財課)		サイトI
出雲中央図書館		サイトI
出雲学校給食センターほか2施設	平田・斐川【動力部門対象外】	サイトI
消防本部及び出雲消防署ほか6施設	平田・大社・西・多伎・佐田・斐川 【緊急車両対象外】	サイトI
総合医療センター	【病院部門対象外】	その他
保育所(4施設)	中央	サイトI
	須佐・窪田・直江	その他
幼稚園(27施設)	中央(サイトI)・今市・大津・上津・塩冶・高松・古志・四絡・高浜・川跡・鳶巣・朝山・乙立・稗原・神門・神西・長浜・平田・東・湖陵・大社・荒木・遙堪・荘原・西野・中部・出東	その他
小学校(34施設)	今市・大津・上津・塩冶・高松・長浜・四絡・高浜・北陽・みなみ・稗原・神戸川・神西・湖陵・窪田・須佐・多伎・大社・荒木・遙堪・平田・灘分・国富・西田・鱒淵・さくら・檜山・東・北浜・伊野・荘原・西野・中部・出東	その他
中学校(14施設)	第一・第二・第三・河南・浜山・南・平田・向陽・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川東・斐川西	その他

※「区分」は出雲市環境マネジメントシステムにおける区分です。

資料2 平成29年度(2017) エネルギー使用量集計表

庁舎名	電気 (kwh)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (kg)	都市ガス (m ³)	可燃ごみ (kg)
本庁舎	2,036,712	77,540	5,253	17,939			55,872	31,600
支所	890,529	23,318	447	49,448	9,000	375		1,823
上下水道局	97,837	13,288	1,440				8,138	1,069
隣保館	16,669	764				36		195
出雲エネルギーセンター	13,848	523						55
出雲科学館	520,968	521		504			5,297	822
出雲弥生の森博物館	292,110	3,875						1,964
出雲中央図書館	229,082	700		18			51	305
出雲学校給食センター		1,154						662
平田学校給食センター		593						214
斐川学校給食センター		239						107
消防本部・署	538,151	4,682	72	5,149		4,001	12,752	7,278
保育所・幼稚園	612,338	172		47,009		2,900	11,447	87
小学校	2,741,684	4,701		209,640		3,809	505	
中学校	1,817,938	2,661		124,276		289	3,290	
総合医療センター	212,631	1,745						
合計 ①	10,020,497	136,475	7,212	453,983	9,000	22,818	97,352	23,091
CO ₂ 排出係数 ②	0.561	2.32	2.58	2.49	2.71	3.00	2.29	2.77
CO ₂ 排出量[①×②] (kg-CO ₂)	5,621,499	316,622	18,606	1,130,417	24,390	68,455	222,936	63,961
CO ₂ 排出割合(%)	75.3%	4.3%	0.2%	15.1%	0.3%	0.9%	3.0%	0.9%

※LPGの合計はkg換算したもの。1 m³ = 2 kg

※可燃ごみの合計はごみ排出量の50%が廃プラスチックとして算出したもの。